

農林水産部若手技術者育成方式についての質疑応答集（FAQ）

（2024. 12. 18 現在）

Q 若手技術者がいないと入札に参加できないのか

A 若手技術者や指導技術者の配置は入札参加要件ではありません。したがって、若手技術者を配置できない場合、若手技術者を配置できるが指導技術者を配置できない場合でも入札に参加できます。

Q 入札参加要件における技術者の施工実績も指導技術者の施工実績が認められるのか

A 若手技術者を主任（監理）技術者として配置し、且つ指導技術者を配置する場合でも、入札参加要件における技術者の施工実績は、主任（監理）技術者として配置された若手技術者で判定します。指導技術者の施工実績を評価するのは、総合評価方式評価基準における配置予定技術者の「同種工事の施工実績」です。

Q 施工後の実績について

A 指導技術者の技術指導を受けた若手技術者は、施工後は、通常の工事と同様に同種工事の実績として認められます。ただし、指導技術者については、同種工事の実績として認められません。

Q 指導技術者を専任した場合の手続きはどうすればよいのか

A 指導技術者を専任した場合は、「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届」に指導技術者の氏名を記載のうえ提出してください。なお、様式は次のホームページを参照ください。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousei/gijyutu/sesaku/sougouhyouka/nourinsui_sougouhyouka.html

Q 指導技術者が若手技術者に行う必要な技術指導とはどのようなものか

A 必要な技術指導とは、当該工事の品質、出来形を確保、向上させるための過去の経験等に基づく留意点等のアドバイス等を行うことです。なお、指導技術者から若手技術者への技術指導とは、必ずしも工事現場での指導を義務づけていません。工事現場での指導は必要に応じて行えばよく、会社内での指導でも構いません。

なお、指導内容は指導内容報告書により指導技術者から監督員あて報告することとしております。様式は次のホームページを参照ください。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousei/gijyutu/sesaku/sougouhyouka/nourinsui_sougouhyouka.html

Q 指導技術者の取扱いについて

A 指導技術者は、当該建設業者との間に3ヶ月以上の雇用関係が必要とされています。また、特定JV工事においては特定JVの代表者から配置することとします。

Q 指導技術者の指導期間はいつからいつまでか

A 工事着手日から引き渡し完了日までとします。

Q 若手技術者の定義について

A 入札公告日において、40歳未満の配置予定技術者で、指導技術者による指導を必要とする者としています。指導技術者による指導を必要とする者とは、総合評価方式評価基準において同種工事の実績を有しない者としてします。

Q 若手技術者は他の工事の主任技術者等と兼務可能か

A 主任技術者が若手技術者の場合は、当該工事以外の他の工事の役職を兼ねることはできません。

Q 申請した若手技術者が配置できない場合はどうすればよいか

A 申請した若手技術者をやむを得ない理由（病休、死亡など）で変更せざるを得ない場合は、新たな若手技術者を配置するのではなく、指導技術者と同等以上の実績をもつ者を配置する必要があります。

Q 指導技術者と現場代理人、技術者との兼務について

A 指導技術者が、他の工事の指導技術者、現場代理人、技術者と兼ねることができる工事数は、指導技術者を技術者または現場代理人と見なし、「石川県が発注する建設工事における技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」により、兼務が認められた工事で、合わせて3件までとしています。

Q 指導技術者と監理技術者は兼務可能か

A 指導技術者と監理技術者の兼務については「石川県が発注する建設工事における技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」により、兼務が認められた工事に限りできます。

Q 複数の指導技術者を兼務する場合の要件について

- A 複数の指導技術者を兼務する場合は、以下のいずれかの場合兼務を認めるものとします。
- ア. 工事現場の相互の移動時間が概ね30分以内又は同一市町内の工事。
 - イ. 工事現場の相互の移動時間が2時間以内で工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じ、かつ、工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、当該機器を利用可能な環境が確保されている工事。

Q 指導技術者と技術者、現場代理人とを兼務させる場合の要件及び手続きについて

- A 指導技術者と技術者または現場代理人を兼務の取扱いは、指導技術者を技術者または現場代理人と見なし、「石川県が発注する建設工事における技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」に示す要件で判断します。詳細は次のホームページを参照ください。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousei/gijyutu/sesaku/sougouhyouka/nourinsui_sougouhyouka.html

Q 指導技術者と技術者及び現場代理人との兼務は他機関発注工事でも可能か

- A 石川県農林水産部以外の機関が発注する工事の技術者と石川県農林水産部が発注する工事の指導技術者の兼務については、当該機関の取扱いに従って下さい。

Q 指導技術者は、CORINSに登録する必要があるか

- A 指導技術者は、CORINSに登録する義務はありません。CORINSに登録する場合は、担当技術者として登録してください。

Q 経營業務の管理責任者とは

- A 経營業務の管理責任者（建設業法第7条第1号に規定する者）とは、常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに、毎日所定の時間中、その職務に従事している者です。なお、経營業務の管理責任者と指導技術者との兼務は認めません。

Q 指導技術者と営業所の営業技術者等の兼務は可能か

- A 営業技術者等とは、営業所技術者（建設業法第7条第2号に規定する者）又は特定営業所技術者（建設業法第15条第2項）に規定する者で、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者です。

営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）は、営業所に常勤して専らその

職務に従事することが求められます。

ただし、以下の場合、営業所における技術的な管理、適正な施工の確保や適正な現場管理など、それぞれの業務に支障のない範囲で、営業所技術者等を配置することが可能です。

(1) 専任を要しない工事の主任技術者又は常駐を要しない工事の現場代理人であって、次の①～③をすべて満たす場合

- ①営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ②工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ③営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(2) 専任を要する主任（監理）技術者又は専任を要しない主任技術者（(1)の場合以外）であって次の①～⑩をすべて満たす場合

- ①営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ②兼務する工事が1件であること。
- ③工事の請負金額が1億円未満（建築一式は2億円未満）であること。
- ④営業所と当該工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- ⑤工事の下請次数が3次までであること。
- ⑥主任（監理）技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を工事現場に配置すること。

（連絡員について）

- ・土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。
- ・例えば、工程会議や品質検査等が工事現場で行われる場合に、主任（監理）技術者等が遠隔から指示等するに当たって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことができる者であること。
- ・連絡員の専任や常駐は不要
- ・連絡員は元請が配置すること（直接的・恒常的な雇用関係は不要）

⑦工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じること。

（情報通信技術について）

建設キャリアアップシステム(CCUS)又はCCUSと連携したシステム等、工事現場以外から現場作業員の入退場が確認できるシステム

⑧人員配置の計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。また、当該計画書は営業所で保存すること。（当該計画書の作成等は電磁的方法でも可）

（人員配置の計画書について）

次に掲げる事項を記載すること。

- ア 当該建設業者の名称及び所在地
- イ 主任（監理）技術者の氏名及び所属する営業所の名称
- ウ 主任（監理）技術者の一日当たりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
- エ 各建設工事に係る事項
 - （ア）請け負った建設工事の名称、所在地及び契約を締結した営業所の名称
 - （イ）請け負った建設工事の内容（土木一式、建築一式 等）
 - （ウ）当該建設工事の請負金額
 - （エ）工事現場間の移動距離
 - （オ）下請次数
 - （カ）連絡員の氏名、所属会社及び実務経験（土木一式、建築一式の場合のみ）
 - （キ）施工体制を把握するための情報通信技術
 - （ク）現場状況を把握するための情報通信機器
- ⑨工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ当該機器を利用可能な環境が確保されていること。
（情報通信機器について）
工事現場の状況を確認するために必要な音声及び映像の送受信が可能な機器（タブレット端末、WEB会議システム等）
- ⑩営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、発注機関に対する申請等は要しないものとしませんが、業務の適正な遂行については十分に留意してください。